

医療費の自己負担限度額変更と年間上限額新設

国民健康保険・後期高齢者医療保険 被保険者の皆さんへ

8月から次のとおり自己負担限度額が変わります。限度額を超えて医療費を支払った場合、超えた金額が高額療養費として支給されます。また、新たに年間上限額が設けられました。8月～令和9年7月の自己負担額のうち、年間上限額を超えた金額が高額療養費として支給されます。

※()内は75歳以上で、課税所得が28万円未満である場合の年間上限額です。

所得要件と区分	自己負担限度額(月額)		年間上限額
	個人単位(外来のみ)	世帯単位(外来＋入院)	
▶70歳未満…区分ア ▶70歳以上…現役並み所得者Ⅲ	270,300円【限度額を超えた4回目以降は140,100円】 ※医療費の総額が901,000円を超えた場合は、超えた部分の1%を加算		1,680,000円
▶70歳未満…区分イ ▶70歳以上…現役並み所得者Ⅱ	179,100円【限度額を超えた4回目以降は93,000円】 ※医療費の総額が597,000円を超えた場合は、超えた部分の1%を加算		1,110,000円
▶70歳未満…区分ウ ▶70歳以上…現役並み所得者Ⅰ	85,800円【限度額を超えた4回目以降は44,400円】 ※医療費の総額が286,000円を超えた場合は、超えた部分の1%加算		530,000円
70歳未満…区分エ	61,500円【限度額を超えた4回目以降は44,400円】		530,000円
70歳以上…一般	22,000円	61,500円 【限度額を超えた4回目以降は44,400円】	530,000円 (410,000円)
70歳未満…区分オ	36,900円【限度額を超えた4回目以降は24,600円】		290,000円
70歳以上…区分Ⅱ	11,000円	25,700円 【限度額を超えた4回目以降は24,600円】	290,000円
70歳以上…区分Ⅰ	8,000円	15,700円	180,000円

区分エの場合

例 1カ月の自己負担額の考え方

Aさんの医療費は30万円

↓ 窓口負担割合は3割

Aさんの自己負担額は9万円になるが

↓ 自己負担限度額を超えるため、

Aさんの支払う金額は61,500円になる
区分エの場合



Aさんが8月～翌7月の1年間入院したとき

$$(61,500円 \times 3) + (44,400円 \times 9) = 584,100円$$

限度額を超えた4回目以降 支払った金額

年間上限額を超えるので、
584,100円－530,000円＝

54,100円が、
高額療養費としてAさんに支給される

医療費とは

治療にかかる本来の金額です。

実際に窓口で支払う金額は、医療費の1～3割です。



※区分の詳細は二次元コードから
確認してください。

◀ 国保はこちら 後期はこちら ▶



問医療介護保険課 (☎0847-44-9145)